

公職選挙法における移動期日前投票所の柔軟な告示

つくば市

提案名

公職選挙法における移動期日前投票所の柔軟な告示

提案概要

移動が困難な障害者等投票しやすい環境を整備するため、あらかじめ障害者等の利用希望を踏まえて移動期日前投票所の巡回場所を定め、その告示については柔軟な告示を可能とし、障害者等の投票機会の拡大を図る。

1. 現状

つくば市が抱える問題

- 投票所までの移動手段がない。公共交通で市内全域を網羅できておらず、自家用車がないと移動が困難。
- 住民が地理的、時間的な制約を受けており、結果として住民の政治参加が妨げられている状況が顕在化。
- 住民からも年を取ると移動が困難になり、投票所まで行けないので投票所が来てくれると大変助かるという声がある。障害者等からも同様の声がある。



投票所まで遠い
ので行くのが大変

行きたいけど
体調が心配



つくば市として取り組みたいサービス内容

- 「オンデマンド型移動期日前投票所」
 - ・ 時 期：2024年（市長市議会議員選挙）
 - ・ 対象者：障害者、移動等困難者
 - ・ 投票所：移動投票所（事前希望申出で場所を把握）
※一部、自宅からの移動支援も実施
 - ・ 立会人：有人
 - ・ 検討会：障害者等に知見がある有識者による検討会を開催
 - ・ P I A：リスクアセスメント等の実施

＜参考＞国家戦略特区において取り組む規制改革事項（令和5年6月1日 国家戦略特区諮問会議決定）

【新たに講ずべき具体的な施策】公職選挙における障害者等が投票しやすい環境整備

- ・ 2024年のつくば市長選挙、つくば市議会議員選挙において、障害者等の利用希望を踏まえて巡回場所を定める、地域の実情に即した移動期日前投票所（いわゆるオンデマンド型移動期日前投票所）を導入するなど、移動が困難な障害者等が投票しやすい環境を整備するため、2023年度早期につくば市の提案を踏まえた実証事業を開始し、制度面・運用面での課題について検討を行い、結論を得る。

2. 新たな規制・制度改革の提案

外国人

子育て世代



書かない・待たない・
行かない窓口を



市役所



いつでも
どこからでも
医療と安心を



病院



スーパー
薬局等



周辺部の点在する
お店をもっと近くに

科学で新たな選択肢を
人々に多様な幸せを
「場所」から「人」へ



投票所



誰もが移動の不自由なく
選挙の投票を

バス停



必要なとき、
必要な場所へ
あらゆる移動手段を

高齢者

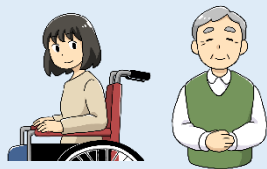
障害者等

オンデマンド型移動期日前投票所で「投票所（場所）」から「人」へ

3. 具体的な問題と解決策

主な対象

障害者、移動等困難者



事例

障害者等、介助者がいる場合

介助者の都合と投票者の都合を
事前に調整して決められた時間に
投票する必要がある。



介助者の都合も含めて、都合のよい
時間に投票所を設置することができる。



投票所までの移動が困難

最寄りの場所に来ないので、行きたく
ても投票所に行けない。



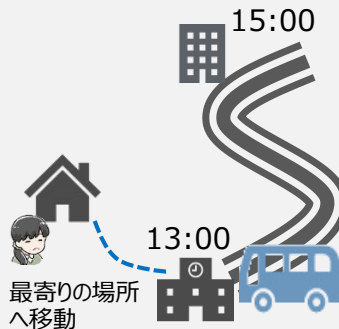
自宅前まで投票所が来てくれるので
投票できる。



勾配がきつい、駐車スペース
がない等で自宅付近に呼べ
ない場合は、最寄りの投票
所まで移動支援も可能

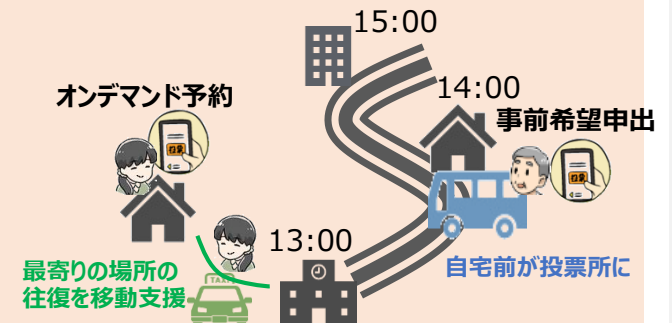
従来の移動期日前投票所

公共施設等を巡回



オンデマンド型移動期日前投票所

自宅前もルートに&移動支援



4. 移動期日前投票所の柔軟な告示（想定される懸念事項）

01 移動期日前投票所の設置場所の告示方法

個人情報（個人名、住所）まで表示は、プライバシーの面でも配慮したい。

	住所	個人名
09:00～09:20	つくば 2 - 1 - 3	金塚氏宅前
09:30～09:50	つくば 3 - 4 - 2	宇井氏宅前
10:00～11:00	つくば 5 - 1 - 1	つくば集会所

○個人名の省略（住所のみ）

※事前希望申出時、本人が住所表示に合意した場合

	住所	個人名
09:00～09:20	つくば 2 - 1 - 3	

○個人名の省略（目印となる施設等の名称と住所一部）

※市内有権者が特定できる名称に限る

	住所一部	施設名称
09:00～09:20	つくば 2 - 1	(大垣公園正門付近)

02 介助等で投票に時間を要する場合

介助等で時間を要した場合、時間帯内で投票終了できるか心配。

09:00～09:20 金塚氏宅前



○告示した時間に到着している方は投票終了まで対応

※次の場所には予定通り開設する

09:00～09:20 → 09:00～09:25

03 当日の体調不良等

希望をしたけど、当日の体調不良等で投票できない。

09:30～09:50 宇井氏宅前



○告示通り投票所を設置

※投票するかどうかは自由

※設置時間内は、本人以外の投票も可能。

09:30～09:50 宇井氏宅前



5. サービス運用イメージ

〔告示前（例：告示日より2週間程度前）〕

移動期日前投票所の事前希望申出受付
(電話・スマホからのオンライン申出)

〈事前の希望状況〉

※自宅前の設置の可否、駐車スペースの有無を把握。

A氏 10:00-11:00頃 自宅前に来てほしい。
B氏 09:00-10:00頃 自宅前の設置は不可。X集会所は家から近い。
C氏 10:30-11:30頃 自宅前に来てほしい。
D氏 予定が分からない。※都合があれば期日前投票当日、移動支援車を
オンデマンド予約
E氏 09:00-10:00頃 自宅前に駐車スペースがない。X集会所は家から近い。
F氏 11:00-12:00頃 自宅前の設置は不可。
自宅付近に目印となるZ公園がある。

〔選挙期日の告示日(例：選挙期日の7日前)〕

移動期日前投票所の
巡回場所の告示

〈告示内容〉

実際に告示される内容

A氏宅	①つくば1丁目1番1号 X集会所	09:00-10:00
C氏宅	②つくば2丁目1番1号	10:10-10:30
F氏宅	③つくば3丁目2番3号	10:50-11:10
	④つくば5丁目4番2号 Z公園正門付近	11:30-11:50
	⑤つくば8丁目1番1号 Y公民館	12:00-13:00
:	:	:

〔期日前投票当日（例：選挙期日の2日前）〕

移動支援車の
オンデマンド予約
(移動期日前投票車の見える化)

移動期日前投票所による巡回



自宅から移動期日前投票所までの移動支援

※移動支援車は小型の車を数台想定



○前日までの事前予約

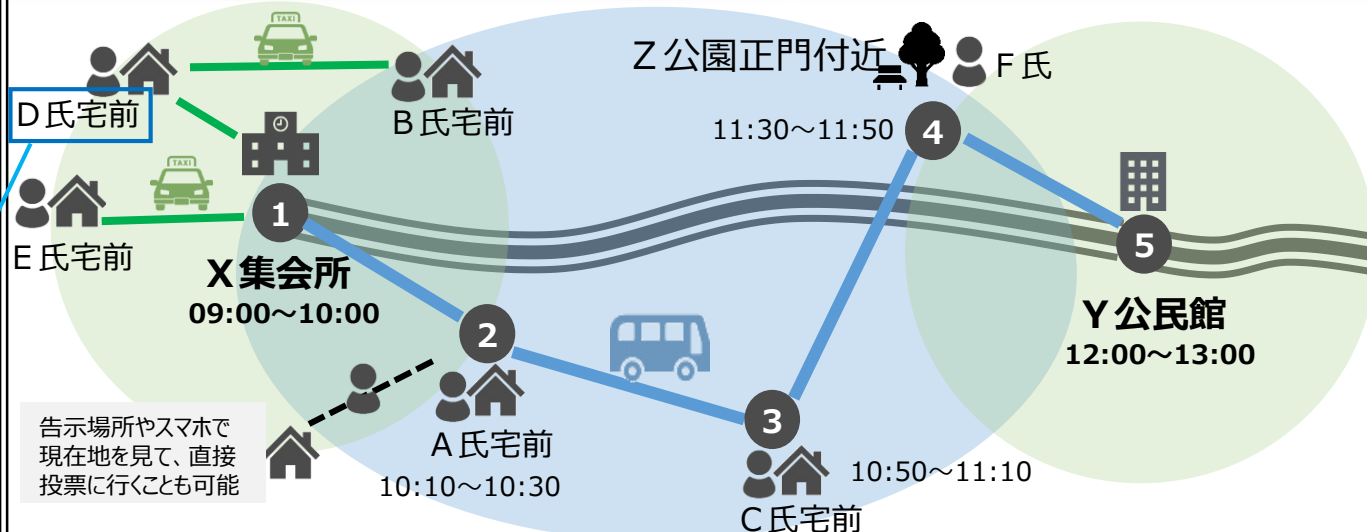
B氏 09:00-10:00
E氏 09:00-10:00
予定がわかっているので
事前に予約済み

○当日オンデマンド予約

D氏 9時台で予約



スマホで現在地を確認



移動期日前投票
所の事前希望申
出可能エリア



移動期日前投票所
までの移動支援
(オンデマンド予
約) 可能エリア

具体的なエリアは
ルートに応じて調整

参考．関連規定

○公職選挙法（昭和二五年法律第百号）（抄）

（投票所）

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

（投票所の告示）

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した投票所を変更したときは、選挙の当日を除く外、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

（公職選挙法第四十八条の二第六項による読み替え後の法第四十一条）

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所（二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間）を告示しなければならない。

（共通投票所）

第四十一条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要であると認める場合（当該市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合に限る。）には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内（衆議院小選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において当該市町村が二以上の選挙区に分かれているとき、又は第十五条第六項の規定による選挙区があるときは、当該市町村の区域内における当該選挙区の区域内）のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を設けることができる。

2～5（略）

（投票所における投票）

第四十四条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

2～3（略）

（期日前投票）

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

二 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥（じよく）にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

2～5（略）

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条第一項

から少くとも五日前に、投票所 → の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所（二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間）

7～8（略）